

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則

昭和 52 年 3 月 31 日奈良県規則第 59 号
改正 昭和 58 年 3 月 15 日奈良県規則第 38 号
改正 平成 3 年 9 月 30 日奈良県規則第 21 号
改正 平成 6 年 3 月 31 日奈良県規則第 57 号
改正 平成 12 年 3 月 28 日奈良県規則第 60 号
改正 平成 12 年 3 月 31 日奈良県規則第 70 号
改正 平成 15 年 3 月 31 日奈良県規則第 57 号
改正 平成 25 年 9 月 27 日奈良県規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良県青少年の健全育成に関する条例(昭和 51 年 12 月奈良県条例第 13 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(推奨の申出)

第 3 条 条例第 15 条の規定により知事が推奨することが相当であると認める者は、優良映画、書籍等推奨申出書(第 1 号様式)によりその旨を知事に申し出ることができる。

(有害興行の掲示)

第 4 条 条例第 20 条第 3 項の規定による掲示の様式は、第 2 号様式によるものとする。

(有害図書類とする写真等の内容)

第 5 条 条例第 21 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する規則で定める内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿勢で、次のいずれかに該当するもの(陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)
 - ア 陰部の部位を誇示し、又は露出した姿態
 - イ 自慰の姿態
 - ウ 愛撫の姿態
 - エ 排泄の姿態
 - オ 緊縛の姿態
- (2) 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの(陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)
 - ア 男女の性交
 - イ 強姦その他のりよう辱行為
 - ウ 同性間の性行為
 - エ 変態性欲に基づく性行為

(図書類自動販売管理者の要件)

第6条 条例第24条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人でないこと。
- (2) 当該図書類自動販売機を設置する市町村の区域内に居住し、適正に図書類の販売を管理できる者であること。

(図書類の自動販売機設置の届出等)

第7条 条例第25条第1項の規定による図書類の自動販売機の設置の届出は、図書類自動販売機設置届出書(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 自動販売機の設置場所付近の見取図
- (2) 図書類自動販売管理者の住民票の写し
- (3) 図書類自動販売管理者が、条例に定める図書類自動販売管理者となることを承諾し、かつ、図書類自動販売管理者としての義務の履行に関し、必要な権限が付与されていることを証する書類
- (4) 自動販売機の設置場所を提供する者が、その設置を承諾していることを証する書類

2 条例第25条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第25条第1項第2号から第5号までに掲げる者の電話番号
- (2) 自動販売機の名称、型式及び製造番号
- (3) 自動販売機による図書類の販売開始予定年月日

(図書類の自動販売機設置届の変更の届出等)

第8条 条例第25条第2項の規定による届出に係る事項の変更の届出は、図書類自動販売機設置届出事項の変更届出書(第4号様式)に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 条例第25条第1項第3号に掲げる事項を変更した場合 前条第1項第2号及び第3号に掲げる書類(図書類自動販売管理者が同一人であつて、当該者の住所又は氏名を変更したときは、同項第3号に掲げる書類を除く。)
- (2) 条例第25条第1項第5号に掲げる事項を変更した(同号に規定する者が同一人であつて、当該者の住所又は氏名を変更したときを除く。)場合 前条第1項第4号に掲げる書類

2 条例第25条第2項の規定による販売の廃止の届出は、図書類自動販売機廃止届出書(第5号様式)を提出して行わなければならない。

(表示方法)

第9条 条例第26条の規定による表示は、表示票(第6号様式)を自動販売機に張り付けて行わなければならない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明事項)

第10条 条例第30条の2第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの内容
- (2) 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、

条例第 30 条の 2 第 3 項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること及び同項に規定する理由書の提出が必要であること。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由)

第 11 条 条例第 30 条の 2 第 3 項に規定する規則で定める理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- (2) 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- (3) 保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末又は P H S 端末からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。

(公表)

第 12 条 条例第 30 条の 3 第 3 項の規定による公表は、奈良県公報への登載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第 30 条の 3 第 1 項の規定による勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) 公表の理由
- (4) その他知事が必要と認める事項

(深夜興行の掲示)

第 13 条 条例第 33 条第 2 項の規定による掲示の様式は、第 7 号様式によるものとする。

(措置命令書)

第 14 条 条例第 23 条第 2 項及び第 29 条第 2 項の規定による措置命令は、措置命令書（第 8 号様式）によるものとする。

(立入調査員の指定)

第 15 条 条例第 37 条第 1 項の規定により立入調査を行う者は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。

- (1) 知事の事務部局の職員
- (2) 教育委員会の事務部局の職員
- (3) 警察職員

(立入調査員証の様式)

第 16 条 条例第 37 条第 2 項に規定する証明書は、第 9 号様式によるものとする。

附 則

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

優良映画、書籍等推奨申出書	
年 月 日	
奈良県知事 殿	
住 所 氏 名 ㊞	
法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名	
<p>次の何々は、青少年の健全な育成に特に有益であると思われるので、奈良県青少年の健全育成に関する条例第15条の規定により知事が推奨くださるよう申し出ます。</p>	
記	
映画、書籍等の 題名、書籍名等	
推奨に価する 具体的理由	
その他参考となる 事項及び資料	

第2号様式（第4条関係）

<p>ただいま上映（演）中の映画（演劇、ショー等）は、奈良県青少年の健全育成に関する条例により、青少年に観覧させてはならないと指定されたので、十八歳未満の方の入場をお断りいたします。</p>

注 大きさ 縦 100センチメートル
横 40センチメートル

第3号様式（第7条関係）

図書類自動販売機設置届出書	
年 月 日	
奈良県知事 殿	
住 所 氏 名 ㊞ 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
<p>図書類を販売するため自動販売機を設置するので、奈良県青少年の健全育成に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
自動販売機の設置場所	市 町 番地 郡 村
図書類自動販売業者	住 所 氏 名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
図書類自動販売管理者	住 所 氏 名 電話番号
自動販売機を管理する者	住 所 氏 名 電話番号
自動販売機の設置場所を提供する者	住 所 氏 名 電話番号
自動販売機の名称、型式及び製造番号	名 称 型 式 製造番号
販売開始予定年月日	年 月 日
備 考	

第4号様式（第8条関係）

<p>図書類自動販売機設置届出事項の変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>奈良県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 ⑩ 電話番号</p> <p style="text-align: right;">法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</p> <p>図書類の自動販売機の届出に係る事項を変更したので、奈良県青少年の健全育成に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>					
設 置 場 所					
変 更 事 項					
変 更 の 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">変 更 前</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">変 更 後</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	変 更 前		変 更 後	
変 更 前					
変 更 後					
変 更 年 月 日	年 月 日				

第5号様式（第8条関係）

<p>図書類自動販売機廃止届出書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>奈良県知事 殿</p>	
<p>住 所 氏 名 ⑧ 電話番号</p>	
<p>法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名</p>	
<p>自動販売機による図書類の販売を廃止したので、奈良県青少年の健全育成に関する条例 第25条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
<p>設 置 場 所</p>	
<p>廃 止 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>

第6号様式（第9条関係）

表 示 票	
図書類自動販売業者	住 所 氏 名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
図書類自動販売管理者	住 所 氏 名 電話番号
自動販売機を管理する者	住 所 氏 名 電話番号
自動販売機の設置場所を提供する者	住 所 氏 名 電話番号

注 大きさ 縦 15センチメートル
横 10センチメートル

第7号様式（第13条関係）

奈良県青少年の健全育成に関する条例により、午後十一時から翌日の午前四時までの間は、十八歳未満の方の入場をお断りいたします。

注 大きさ 縦 100センチメートル
横 40センチメートル

第 8 号様式 (第 14 条関係)

契

奈良県達第 号

住 所
氏 名 様

(法人の場合には、主な事務所の所在地及び名称)

奈良県青少年の健全育成に関する条例第 条第 2 項の規定により下記の措置を命じます。

年 月 日

奈良県知事 氏 名 印

記

1 措置すべき物件

2 措置すべき内容

3 措置すべき期限

年 月 日

4 理 由

この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に知事に対し異議の申立てができます。

第9号様式（第16条関係）

（表）

立入調査員証		第 何 号
写 真	所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
上記の者は、奈良県青少年の健全育成に関する条例第37条第1項の規定により立入調査を行う者であることを証明します。		
年 月 日		奈良県知事 氏 名 印

注 大きさ

縦 6.4センチメートル
横 9センチメートル

（裏）

奈良県青少年の健全育成に関する条例(抜粋)
（立入調査等）
第37条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に資料を提出させ、若しくは質問させることができる。
(1) 興行を行う場所
(2) 図書類を販売し、又は貸し付ける場所
(3) がん具刃物類を販売する場所
(4) 広告物を掲出し、又は表示する場所
(5) 衛生用品を販売する場所
(6) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び媒介業者等の営業所、事務所その他の事業場
(7) 質屋、古物商又は貸金業者の営業の場所
(8) 客に遊技をさせる場所
2 前項の規定により立入調査を行う者は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
（罰則）
第42条 略
2及び3 略
4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
(1)～(4) 略
(5) 第37条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者
5 略

附 則（昭和 58 年規則第 38 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例（昭和 57 年 12 月奈良県条例第 5 号）附則第 2 項の規定による届出には、改正後の奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則第 7 条第 1 項の規定を準用する。

附 則（平成 3 年規則第 21 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際改正前の規則の規定により交付されている許可証、証明書等で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により現に提出されている申請書、届出書等は、改正後の規則の規定により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、平成 4 年 3 月 31 日までの間なお使用することができる。

附 則（平成 6 年規則第 57 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 60 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 70 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年規則第 57 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和 51 年 12 月奈良県条例第 13 号）第 24 条の規定により置かれている図書類自動販売管理者に係る要件については、この規則の施行の日から起算して 6 月を経過する日までは、同条例第 25 条第 2 項の規定による届出をするときを除き、この規則による改正後の奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則第 6 条第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年規則第 13 号）

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。